

## 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準にもとづき、学校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

### 1. 推薦者の選考対象

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し(社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること)、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかも考慮する。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること)
- ② 生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③ 以下(注)の施設等に入所していること(生徒等が 18 歳時点で入所等をしていた(またしていることが見込まれる)こと)

(注) 社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所などしている(生徒等が 18 歳時点で入所等をしていた(またしていることが見込まれる)生徒等をいう。

- ・ 児童養護施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 41 条に規定する施設)
- ・ 児童心理治療施設(同法第 43 条の 2 に規定する施設)
- ・ 児童自立支援施設(同法第 44 条に規定する施設)
- ・ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を営む者(同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者)
- ・ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を営む者(同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行うもの)
- ・ 里親(同法第 6 条の 4 に規定する者)

### 2. 人物について

以下の①～③のすべてに該当すること。

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先および将来への展望がある。
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている。
- ③ 学校行事などにおいて他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている。

### 3. 学力および資質について

次の①、②のいずれかに該当すること(社会的養護を必要とする生徒などは③に該当すること)

- ① 調査書における学習成績概評が「A」であること
- ② 次のア、イの両方に該当すること
  - ア 調査書における学習成績概評が「B」であること
  - イ 次の(i)～(iii)のいずれかに該当すること
    - (i) 部活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められること
    - (ii) 生徒会の役員などを経験し、具体的な成果・成長が認められること
    - (iii) ボランティア活動などに積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められること
- ③ 次のア、イのいずれかに該当すること
  - ア 評定平均値が 3.5 以上の教科または科目が 1 つ以上あること
  - イ 進学先での学修に対する意欲が認められること

4. 選考委員

管理職（校長、教頭）、総務主任、教務主任、進路指導主事、3年学年主任、担当（総務）

策定日 平成29年6月15日

改定日 平成30年6月13日